

「布佐中学校区地域ルーム」管理基準

「布佐中学校区地域ルーム運営委員会」

◎本「管理基準」は、「布佐中学校区地域ルーム運営委員会」（以下「地域ルーム運営委員会」という）が、布佐中学校内の「地域ルーム」を使用する場合の管理運営に関する基準として定める。

なお、本「管理基準」については、「布佐中学校」と協議のうえ制定した。

1. 「地域ルーム」の使用責任者について

- ・「地域ルーム」の使用については、基本的に「地域ルーム運営委員会」が責任当事者となる。

従って、「地域ルーム運営委員会」以外の団体（注）が使用する場合であっても、その一切の責任は、「地域ルーム運営委員会」が負う。

2. 自主的・自立的な運営について

- ・「地域ルーム」の運営については、「布佐中学校」（校長）の承認を得た範囲内で「地域ルーム運営委員会」が、自主的・自立的に運営する。

3. 使用者について

- ・使用者（団体を含む）は、原則として、「地域ルーム運営委員会」が承認した者とする。

4. 使用日及び時間について

- ・「地域ルーム」の施設管理義務が学校に有ることから、校長が了承した以下の条件とする。

(1) 時間帯については、原則、平日：8:00～16:30とする。

(学校職員の勤務時間内)

(2) 使用日については、学校教育（部活動を含む）及び施設管理上で支障のない日

(3) 使用日時については、学校行事が優先となるため急に使用不可となることもあります。

5. 使用申請について

- ・「地域ルーム」の使用については、事前に「布佐中学校校長宛」の「使用申請書」を提出する。

(注)「使用申請書」は、「布佐中学校事務室」に用意されている。

6. 使用の諾否について

- ・「布佐中学校校長」は、「地域ルーム運営委員会」から提出を受けた「使用申請書」に基づき、学校行事等を勘案し、使用に支障が無いと判断したときは、申請日に「使用許可書」を交付する。

7. 使用の不許可について

- ・「布佐中学校校長」は、使用団体が、以下の活動を行うことが予想される場合は、「地域ルーム」の「使用許可」を行わない。

- ①営利を目的とする活動
- ②政治を目的とする活動（公職選挙法に基づく活動を除く）
- ③宗教を目的とする活動
- ④公の秩序を乱す恐れがあると認められる活動
- ⑤施設の管理上支障があると認められる活動

8. 使用日当日の手続き

- ・使用者は、使用日当日の使用時間30分前迄に以下の手続きを行う。
 - (1)「布佐中学校校長」から交付を受けていた「使用許可書」を「学校事務室」に提示し、「地域ルーム」の「鍵」を受領する。
 - (2)「鍵」を受領した際、学校所定の「来校者届」に来校時間、氏名等必要事項を記入し、入室する。なお、「退校」する場合も同様とする。
 - (3)使用中については、後記留意点を厳守して使用する。
 - (4)使用終了後は、速やかに消灯・施錠等を確認し、「鍵」を「学校事務室」に返却する。

9. 施設使用上の留意点

- ・施設使用者は、施設が公共施設であることを認識し、施設使用に際しては、以下の事項に留意する。
 - (1) 使用中の責任者を明確にする。
 - (2) 清掃や用具の管理責任を明確にする。
 - ・使用した備品は、必ず元の場所に戻す。
 - ・地域ルーム内の備品・書籍・資料等は、原則、学校の備品として扱う。
 - ・使用した場所は、使用後、清掃し、ゴミは必ず持ち帰る。
 - ・「地域ルーム」内での飲食は、原則、「可」とする。
 - (3) 関係者以外立ち入り禁止場所には立ち入らない。
 - (4) 施設使用上の「ルール」と「マナー」を遵守する。
 - ・使用を許可された時間帯の厳守。
 - ・校内駐車が指定されている場所以外への駐車は、原則、駐車禁止。
但し、荷物の運搬等必要最小限の駐車は、除く。
 - ・学校敷地内及びその周辺は禁煙とする。
 - (5)「地域ルーム」内の諸設備についての破損或いは汚損を行った場合は、利用者が責任をもって対処（弁償等）する。

10. その他

- ・「布佐中学校」と「地域ルーム運営委員会」の間で、緊急事態等に対応するための「緊急連絡網」を常備しておく。

以 上

2019年7月12日

「布佐中学校区地域ルーム運営委員会規約」

(名 称)

第1条 本会は、「布佐中学校区地域ルーム運営委員会」(以下「地域ルーム運営委員会」という)と称する。

(事務局の所在地)

第2条 「地域ルーム運営委員会」の事務局を我孫子市立布佐中学校内に設置された「地域ルーム」に置く。

(目 的)

第3条 「地域ルーム運営委員会」は、地域が学校・家庭と連携して、こどもを育てるという理念のもと、地域の教育力を高めるために地域人脈のネットワーク化を図り、新たなコミュニティーの創造に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 「地域ルーム運営委員会」は、「地域学校協働活動」の拠点としての役割を行い、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校を中心とした、地域コミュニティーの活性化に役立つ事業
- (2) 生涯学習に役立てるため、地域学習に資する図書や文献などの収集事業
- (3) その他、「地域ルーム運営委員会」の目的達成のために必要な事業

(役 員)

第5条 「地域ルーム運営委員会」は、本運営委員会を円滑に推進するために次の役員を置く。

- (1) 代表委員 1名
- (2) 副代表委員 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 査 2名 (財産・業務監査を含む)

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、前条の役員及び布佐中学校長と教頭をもって構成する。

(事務局員)

第7条 第5条の役員以外に事務局員を置き、事務局員は、本運営委員会を円滑に推進するため、役員の補佐に務める。

(任期)

第8条 第5条及び第7条で任命された役員及び事務局員の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

(役員及び事務局員の選任)

第9条 役員及び事務局員の選任については、運営委員会で選出する。

(任務)

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 代表委員は、「地域ルーム運営委員会」を代表し、会務を総括する。
- (2) 副代表委員は、代表委員を補佐する。
- (3) 事務局長は、事務局を統括し、会務に務める。
- (4) 事務局員は、事務局長を補佐し、会務に務める。

(会議)

第11条 会議は、「地域ルーム運営委員会」とする。

「地域ルーム運営委員会」は、代表委員が必要と認めたときに招集し、地域ルームの運営・活動について協議を行い決定する。

(会計及び事業年度)

第12条 会計及び事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

以上

この規約は、2014年6月25日から施行する。

この規約は、2019年7月12日から改正する。